

# 公益社団法人愛媛県栄養士会 選挙規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人愛媛県栄養士会定款第22条及び定款施行細則(以下「細則」という。)  
第13条の規定に基づく役員選挙に関するすべてはこの規程による。

(期日)

第2条 役員選挙は、2年毎に定期総会において行う。ただし、役員任期途中の欠員補充についてはこの限りではない。

## 第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会設置)

第3条 選挙の公正かつ円滑な運営を期するため、選挙管理委員会(以下、「委員会」という。)をおく。

(委員会の構成並びに委員長の選任及び代表権)

第4条 委員会は選挙管理委員(以下、「委員」という。)で構成し、委員長は委員の互選とする。

2 委員長は委員会の事務を管理し、これを代表する。

(委員の定数並びに選出方法及び任期)

第5条 会長は、正会員の中から選挙告示2ヶ月前までに3名の委員を任命することとする。ただし、再任は妨げない。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、次の職務を行う。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) 立候補届及び辞退届の受理
- (3) 当選人の確認、公表
- (4) 選挙人名簿作成及び補欠選挙人名簿の調整
- (5) 異議申立の受理及び決定
- (6) 投票、開票管理者の選任
- (7) その他選挙並びに信任に関する事項

(選挙期日等)

第7条 委員会は、投票日の30日以前に選挙告示をしなければならない。

2 立候補の届出期日は告示後15日(当日消印有効)以内とする。ただし、補欠選挙、再選挙についてはこの限りではない。

3 前項の告示は、概ね次の要領により行う。

- (1) 選挙すべき役員の種類及び数
- (2) 立候補届出期間及び立候補届出場所
- (3) 投票の日時及び場所
- (4) 開票の日時及び場所

### 第3章 選挙

(資格及び届出)

第8条 立候補しようとする者は、委員会の定める期日までに定められた様式に基づき、委員会委員長に届出なければならない。

2 立候補の資格は、2年以上引き続き現に正会員である者とする。

3 立候補者は、この規程に基づく外他の役員と重複立候補してはならない。

(資格の喪失)

第9条 立候補の届出は、不備又はその内容に虚偽若しくは不正があったとき及び届出期日に遅れたときは、立候補資格を喪失する。

(立候補者一覧表の告示)

第10条 委員会は、候補者の届出順に一覧表を作成し、投票日10日前までに、これを告示しなければならない。

(選挙時期の通知)

第11条 会長は、役員の任期満了による選挙について、告示30日前までに、その旨を委員会に通知しなければならない。

(投票の種別)

第12条 投票は、すべて直接無記名投票とする。

(投票の方法)

第13条 投票は、次の区分により記名式にする。

- (1) 理事 単記制
- (2) 監事 単記制

(投票の効力)

第14条 投票の効力は、選挙管理者の意見を聞き、委員会がこれを定め、総会に報告しなければならない。

(投票の無効)

第15条 次の投票は、これを無効とする。

- (1) 定められた用紙を用いないもの
- (2) 定められた以外の記号又は文字を記入したもの

(選挙の成立)

第 16 条 投票されたもののうち、過半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第 17 条 有効投票の多数を得たものより順次当選者とし、同数のときは決選投票による。  
ただし、当落に関係のない場合はこれを行わない。

#### 第 4 章 投票開票の管理

(選挙管理者の設置)

第 18 条 委員会は、選挙の適正を期するため選挙管理者若干名をおかなければならない。

- 2 選挙管理者は、選挙の際の投票、開票の立会管理を行うこととする。
- 3 委員会は、選挙管理者の選任に当たっては、理事会の同意を得なければならない。

#### 第 5 章 信任投票及び推薦委員会

(役員信任推薦委員会)

第 19 条 立候補者がその定数以内のときは、信任投票に付さなければならない。

- 2 信任投票は、有効投票の過半数の不信任があった場合は、委員長はこれを有効と定めることができない。
- 3 前項の規定により、不信任者があった場合、又は立候補者が定数に満たないときは、推薦委員会において推薦しなければならない。
- 4 推薦委員会は、選挙管理委員長が地域の均衡を失しない範囲内で、各支部の会員の中から 1 名あて推薦し構成する。

#### 第 6 章 異議の申立

(選挙の効力に対する異議の申立)

第 20 条 この規定によって行う選挙の効力に関し、異議ある会員は選挙の日から 10 日(当日消印有効)以内に文書で委員会に対して異議の申立をすることができる。

(選挙効力の決定)

第 21 条 前条の規定による異議申立があった場合、この規定に違反すると認められるときは、選挙の結果に異動の及ぼすおそれのある場合に限り、委員会はその選挙の一部の無効を決定し処理しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 13 日から施行する。